

賃金

○賃金の支払われ方

賃金が確実に支払われるように、労働基準法により、賃金は原則として①通貨で、②働いている本人に直接、③その全額を、④毎月1回以上、⑤一定の期日を定めて、支払われなければなりません。

○最低賃金

最低賃金法により、最低賃金が決められています。

使用者は、最低賃金の額以上の賃金を、労働者に支払わなければなりません。

もし、支給額が最低賃金額より少ない場合は、差額を労働者に支払わなければならないばかりか、罰せられることがあります。

最低賃金は、地域によって異なります。また、毎年改訂されています。

最低賃金は、パートタイマーや、アルバイトなどにも適用されます。

○賃金の未払いがあったとき

賃金の未払いがあった場合は、ただちに労働基準監督署や、労働関係の相談窓口へ相談してください。

問い合わせ先 兵庫労働局監督課 外国人労働者相談コーナー（対応言語：中国語）0570-001-702
姫路労働基準監督署 外国人労働者相談コーナー（対応言語：ベトナム語）079-224-8181
詳しくは厚生労働省ホームページから検索（多言語対応）
<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>

西宮労働基準監督署 0798-26-3733

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。